

社会福祉法人さつき会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年10月 1日～令和 7年 9月30日までの 5年間
2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和 2年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 2年11月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 令和 2年12月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 3年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を10%以上にする

女性社員・・・取得率を100%にする

<対策>

- 令和 2年10月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和 2年12月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施